

本日

令和 6 年 8 月 3 0 日
財 務 部 税 務 課

核燃料物質等取扱税の変更に係る総務大臣の同意について

令和 6 年 6 月 2 8 日から総務省と協議を行ってきた核燃料物質等取扱税の変更について、本日、総務大臣の同意があったのでお知らせします。

なお、本日 1 7 時 2 0 分から、下北文化会館（むつ市金谷一丁目 1 0 - 1）1 階 マルチルーム 3 ・ 4 において、宮下知事のぶらさがり会見を実施しますので、取材へのご協力をよろしくお願いします。

○ 変更により追加される納税義務者等

課 税 客 体	使用済燃料貯蔵事業者の行う使用済燃料の貯蔵
納税義務者	使用済燃料貯蔵事業者
課 税 標 準	各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
税 率	6 2 0 円 / k g
徴 収 方 法	申告納付
課 税 期 間	変更に係る条例の施行の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日（核燃料物質等取扱税条例の適用期限）まで
税収見込額	約 2 5 6 百万円

報道機関提供資料（連絡先）		
担 当 課 担 当 者		税 務 課 江渡課長代理、小枝 G M
電 話	内 線	2 1 5 1 ・ 2 1 5 2
	直 通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 6 4
報 道 監		財務部 次長 檜山 和宏